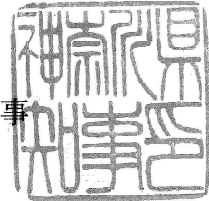


水第1575号
令和6年6月12日

神奈川県漁業調整委員会会長 殿

神奈川県知事



くろまぐろに関する令和6管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量の
変更について（諮問）

このことについて、漁業法第16条第1項の規定により定めた知事管理漁獲可能量を別紙のとおり変更したいので、同条第5項で準用する同条第2項の規定により、貴委員会の意見を求めます。



くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和6管理年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量を次のとおり変更したので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和6年 月 日

神奈川県知事 黒岩祐治

第一 くろまぐろ（小型魚）

1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

52.0 トン

2 知事管理区分に配分する数量等

都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量のうち 3.9 トンを留保とし、残りを次の通り知事管理区分に配分する。

知事管理区分	配分する数量
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（4月から6月まで）	0.7 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（7月から9月まで）	2.4 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（10月から12月まで）	8.9 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（1月から3月まで）	1.3 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（4月から6月まで）	1.4 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（7月から9月まで）	14.6 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（10月から12月まで）	17.9 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（1月から3月まで）	0.9 トン

第二 くろまぐろ（大型魚）

1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

17.9 トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分する数量
神奈川県くろまぐろ（大型魚）漁業	17.9 トン

くろまぐろに関する令和 6 管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量 新旧対照表（案）

変 更 後	変 更 前																				
くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和 6 管理年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの期間をいう。）における漁業法第 16 条第 1 項に掲げる知事管理漁獲可能量を次のとおり<u>変更</u>したので、同条第 4 項の規定に基づき公表する。 令和 6 年 <u> </u> 月 <u> </u> 日 神奈川県知事 黒岩祐治	くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和 6 管理年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの期間をいう。）における漁業法第 16 条第 1 項に掲げる知事管理漁獲可能量を次のとおり<u>定め</u>たので、同条第 4 項の規定に基づき公表する。 令和 6 年 <u>4</u> 月 <u>1</u> 日 神奈川県知事 黒岩祐治																				
第一 くろまぐろ（小型魚）	第一 くろまぐろ（小型魚）																				
1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量	1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量																				
<u>52.0</u> トン	<u>39.4</u> トン																				
2 知事管理区分に配分する数量等	2 知事管理区分に配分する数量等																				
都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量のうち 3.9 トンを留保とし、残りを次の通り知事管理区分に配分する。	都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量のうち 3.9 トンを留保とし、残りを次の通り知事管理区分に配分する。																				
<table><tr><th>知事管理区分</th><th>配分する数量</th></tr><tr><td>神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（4 月から 6 月まで）</td><td>0.7 トン</td></tr><tr><td>神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（7 月から 9 月まで）</td><td><u>2.4</u> トン</td></tr><tr><td>神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（10 月から 12 月まで）</td><td><u>8.9</u> トン</td></tr><tr><td>神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（1 月から 3 月まで）</td><td><u>1.3</u> トン</td></tr></table>	知事管理区分	配分する数量	神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（4 月から 6 月まで）	0.7 トン	神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（7 月から 9 月まで）	<u>2.4</u> トン	神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（10 月から 12 月まで）	<u>8.9</u> トン	神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（1 月から 3 月まで）	<u>1.3</u> トン	<table><tr><th>知事管理区分</th><th>配分する数量</th></tr><tr><td>神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（4 月から 6 月まで）</td><td>0.7 トン</td></tr><tr><td>神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（7 月から 9 月まで）</td><td><u>1.7</u> トン</td></tr><tr><td>神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（10 月から 12 月まで）</td><td><u>6.4</u> トン</td></tr><tr><td>神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（1 月から 3 月まで）</td><td><u>1.0</u> トン</td></tr></table>	知事管理区分	配分する数量	神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（4 月から 6 月まで）	0.7 トン	神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（7 月から 9 月まで）	<u>1.7</u> トン	神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（10 月から 12 月まで）	<u>6.4</u> トン	神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（1 月から 3 月まで）	<u>1.0</u> トン
知事管理区分	配分する数量																				
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（4 月から 6 月まで）	0.7 トン																				
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（7 月から 9 月まで）	<u>2.4</u> トン																				
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（10 月から 12 月まで）	<u>8.9</u> トン																				
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（1 月から 3 月まで）	<u>1.3</u> トン																				
知事管理区分	配分する数量																				
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（4 月から 6 月まで）	0.7 トン																				
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（7 月から 9 月まで）	<u>1.7</u> トン																				
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（10 月から 12 月まで）	<u>6.4</u> トン																				
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（1 月から 3 月まで）	<u>1.0</u> トン																				

月まで)	
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（４月から６月まで）	1.4 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（７月から９月まで）	<u>14.6</u> トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（10 月から12 月まで）	<u>17.9</u> トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（１月から３月まで）	<u>0.9</u> トン

第二 くろまぐろ（大型魚）

1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

17.9 トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分する数量
神奈川県くろまぐろ（大型魚）漁業	<u>17.9</u> トン

月まで)	
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（４月から６月まで）	1.4 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（７月から９月まで）	<u>10.6</u> トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（10 月から12 月まで）	<u>13.0</u> トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（１月から３月まで）	<u>0.7</u> トン

第二 くろまぐろ（大型魚）

1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

6.6 トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分する数量
神奈川県くろまぐろ（大型魚）漁業	<u>6.6</u> トン

下線部が変更箇所

6 水管第 735 号
令和 6 年 5 月 31 日

神奈川県知事 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

くろまぐろに関する令和 6 管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知

くろまぐろに関する令和 6 管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 6 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を変更したので、同項において準用する同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

（表） くろまぐろに関する令和 6 管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知

特定水産資源	変更した都道府県別漁獲可能量 (神奈川県分)	
	(変更前)	(変更後)
くろまぐろ（小型魚） ※不等量交換	39.4 トン	39.4 トン
くろまぐろ（大型魚） ※不等量交換	6.6 トン	6.6 トン
くろまぐろ（小型魚） ※追加配分	39.4 トン	52.0 トン
くろまぐろ（大型魚） ※追加配分	6.6 トン	17.9 トン

令和6管理年度におけるくろまぐろ（小型魚）に関する神奈川県知事管理
漁獲可能量の漁業種類別および期間別の配分について

配分方法

- 漁業種類ごとの令和5管理年度の当初割当量の10%を上限として、未利用分を当該漁業種類へ優先的に割当てする。（番号4～7）
- 上記の優先的な割当てを実施した残りについては、令和5管理年度の当初割当量の比率により、漁船漁業等と定置漁業に按分（番号9～11）
- それぞれの漁業種類における期間別の割当てについては、令和6管理年度の当初割当量のうち第2四半期～第4四半期における漁業種類ごとの比率に応じて按分（番号13～16）

※おおむね昨年の追加配分と同じ計算方法

令和5管理年度未利用分の令和6管理年度への繰越し (t)

番号		漁船漁業	定置漁業
1	令和5管理年度当初割当量…①	9.4	26.1
2	令和5管理年度当初割当量の10%(繰越し上限)…②	1.7	2.6
3	令和5管理年度における採捕量合計…③	15.211	35.824
4	当初割当量に対する未利用分…①-③	0	0
5	令和6管理年度への繰越し…④	なし	なし

令和6管理年度における追加割当ての計算

		漁船漁業	定置漁業
6	小型魚の追加割当量(t)…⑤	12.6	
7	令和6管理年度への繰越し=④	なし	なし
8	両漁業種類で按分する割当量(t)…⑤-④=⑥	12.6	
9	令和6管理年度の当初割当量(t)	9.8	25.7
10	令和6管理年度の当初割当量の比率(%)…⑦	28	72
11	両漁業種類で按分…⑥を⑦の比率で按分=⑧	3.5	9.1
12	漁業種類別の追加割当量(t)…④+⑧=⑨	3.5	9.1
13	R6年4～6月追加分(⑨を四半期の比率で按分)	0	0.0
14	R6年7～9月追加分(〃)	0.7	4.0
15	R6年10～12月追加分(〃)	2.5	4.9
16	R7年1～3月追加分(〃)	0.3	0.2

翌管理年度へ
優先的に割当